

令和4年9月30日

閲覧請求制度のご利用にあたって

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第22条第2項又は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第127条第4項の規定により、公益法人等から行政庁等に提出された下記書類については、行政庁等において閲覧又は謄写を行うことができます。

閲覧請求機能を利用することで、ホームページ上からも閲覧請求することができますので、ご利用の方は下記の事項をご一読の上ご利用下さい。

【閲覧請求の対象書類】（以下、「事業報告等」）

(1) 公益法人

- ① 事業計画等
 - ・ 事業計画書
 - ・ 収支予算書
 - ・ 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- ② 事業報告等
 - ・ 財産目録
 - ・ 役員等名簿（住所を除く）
 - ・ 報酬等支給基準
 - ・ キャッシュフロー計算書
 - ・ 運営組織等概要
 - ・ 社員名簿（住所を除く）〔公益社団法人のみ〕
 - ・ 貸借対照表及びその附属明細書
 - ・ 損益計算書（正味財産計算書）及びその附属明細書
 - ・ 事業報告及びその附属明細書
 - ・ 監査報告（及び会計監査報告）
- ③ 定款（定款変更の届出が提出されている場合のみ）

(2) 移行法人

- ① 公益目的支出計画実施報告書

【システム利用環境等】

- (1) 利用時間は原則、24時間365日です。ただしシステム・メンテナンス等により利用を停止する場合があります。
- (2) 動作環境は以下のとおりです
 - ・インターネット回線(ADSL以上)
 - ・OS：Microsoft のサポートが終了していないバージョンの Windows
 - ・ブラウザ：サポートが終了していないバージョンの Google Chrome、Microsoft Edge
 - ・Java Scriptを有効、Cookieを許可、ポップアップブロックを無効に設定
- (3) 情報保護のため、SSL(Secure Sockets Layer protocol)を利用しています。

【事業報告等の閲覧方法等】

- (1) ホームページ上で利用者情報、閲覧を希望する法人名、閲覧書類等を登録すると、請求書類の検索結果が表示され、請求資料をダウンロードすることができます。
- (2) 対象の書類がシステム上に存在しない場合には、上記検索結果に表示されません。
※ 法人の認定・認可から1事業年度経過しないと事業報告等は提出されません。
行政庁の処理が完了していない事業報告等については、本システムの対象となりません。
また、「監査報告（及び会計監査報告）」については、書類の様式が不定形であり、個人情報等の不開示箇所を機械的に特定できないことから、本システムの対象となりません。
- (3) 本システムにおいて該当書類が検索できなかった場合でも、各法人を監督する行政庁又は認可行政庁において、当該書類を閲覧又は謄写できる場合があります。詳細は、下記「相談・問合せ先一覧」から、各行政庁又は認可行政庁にお問い合わせください。
なお、行政庁又は認可行政庁において閲覧又は謄写する場合の場所についても、下記「相談・問合せ先一覧」の通りとなります。ただし、行政庁又は認可行政庁の他の部局において、閲覧又は謄写を行うこととなる場合がありますので、詳細は各行政庁又は認可行政庁にお問い合わせください。

公益法人information「相談・問合せ先一覧」

https://www.koeki-info.go.jp/toiawasesaki_n9.html

【個人情報の取扱い】

閲覧請求機能の利用にあたって利用者が登録した氏名、メールアドレスの情報は次のとおり取り扱われます。

- (1) 基本的な考え方
内閣府及び都道府県は閲覧請求機能の運営に際し利用者の個人情報の保護に配慮します。
- (2) 収集する情報の範囲
閲覧請求機能の利用にあたり、利用者の氏名、メールアドレスの情報を取得します。
- (3) 収集した情報の利用及び提供の制限
閲覧請求機能で収集した情報は当該機能にかかる利用者への連絡、システムの管理・運営や機能改善等に資するため利用します。
インターネット閲覧で収集した情報は、法令に基づく場合、本人の同意がある場合その他特別の理由がある場合を除き目的外の使用や第三者に提供することはありません。ただし個人を特定できないかたちに統計的に処理した結果については、内閣府又は都道府県での利用、関係部署への提供または公表することがあります。
- (4) 安全確保の措置
システムの運用・保守は外部に委託していますが、収集した情報を適切に管理するための必要な措置を講じています。
- (5) 適用範囲
本個人情報の取扱いは、閲覧請求機能の利用及び利用により取得される情報について適用されます。

【免責事項について】

- (1) 閲覧請求機能の利用は利用者自身の責任において行うものとします。内閣府又は都道府県は公開している書類の正確性、完全性等を保証するものではありません。利用者がこれら情報を利用したこと、または利用できなかったことにより生じたいかなる結果についても内閣府又は都道府県はその責任を負うことはできません。
- (2) 利用者のインターネット接続環境やPC環境によっては、閲覧請求機能が正常に動作しない場合があります。
- (3) 閲覧請求機能の画面、操作方法等は事前に予告なく変更する場合があります。また運用を休止・停止する場合があります。閲覧請求機能の変更、休止・停止により利用者が発生するいかなる結果についても内閣府又は都道府県はその責任を負うことはできません。